YOKE 語学ボランティア（※）の紹介について

※ボランティアで通訳する人



通訳を たのみたい外国人に、
語学ボランティアを
紹介します。

相談できること

- 私立学校での面談
- 幼稚園での面談
- 税金・年金の相談
- 自治会・町内会への参加
- 職業訓練の相談
- 家庭裁判所での調停手続
- 運転免許の書きかえ

etc.,

公益財団法人
横浜市国際交流協会
（YOKE）
TEL:045-222-1173
FAX:045-222-1187
ホームページ:
https://www.yokeweb.com/

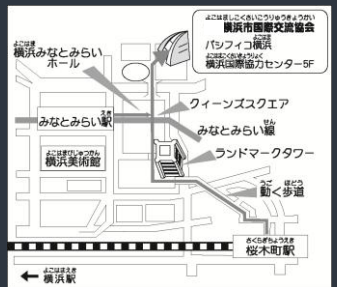

みなとみらい線 みなとみらい駅徒歩7分
JR／市営地下鉄　桜木町駅徒歩15 分

利用の方法

1．通訳できることば

英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、フランス語、タガログ語、インドネシア語、ロシア語、その他

2．紹介できること

【一般的な内容】
幼稚園、県立／私立学校、町内会・自治会での活動などの通訳
【専門的な内容】
横浜市内の入管、税務署、運転免許試験場、弁護士事務所、社労士事務所などでの通訳。
条件があります。次の通訳はできません。

⑴ 政治・宗教・営利に かんけいすること
⑵ ボランティアでは対応できない内容（病院での医者との通訳、裁判の通訳など）
⑶ その他 語学ボランティア事業のもくてきに あわないもの。（横浜市通訳ボランティアで対応できないイベント、パーティなどの通訳は できません。）

※横浜市通訳ボランティア派遣制度で 通訳を たのむことができるときは、この制度を使います。（お礼は いりません。）

3．通訳をたのむことができる機関・人

⑴ 横浜市にある、営利を目的としない団体・組織
⑵ 横浜市に住んでいる、はたらいている、または学校に通っている外国人。
代理の人が 申し込むこともできます。
⑶ その他 協会（横浜市 国際交流協会）が 協力 してもよいとおもう 団体や人など

4．通訳のたのみ方

⑴ 通訳をたのみたい日の 1週間 前までに「YOKE 語学ボランティア 紹介依頼票」を 書いて、申し込む。
⑵ 協会が 申し込みの内容を調べて 語学ボランティアを 紹介します。

5．ボランティアへの お礼について

依頼者（通訳をたのむ人）と 語学ボランティアが相談して 決めます。一般的な内容であれば、1回あたり 4,000 円以上、専門的な内容であれば、1回あたり 6,000 円以上が目安です。交通費も はいっています。）お礼は、通訳する日に 語学ボランティアにわたしてください。

6．連絡先

公益財団法人横浜市国際交流協会
横浜市多文化共生総合相談センター（12言語で話すことができます。）
TEL：045-222-1209　FAX：045-222-1187
E-mail：t-info@yoke.or.jp

☆気をつけること☆

●語学ボランティアは プロ（仕事で 通訳をする専門家）ではありません。通訳をして なにか問題が おきたときは、依頼者がじぶんで かいけつしてください。
●語学ボランティア制度を利用して おきた問題は、語学ボランティアと 依頼者でかいけつしてください。語学ボランティアと 依頼者の 責任です。
●協会は 語学ボランティアの ことばのレベルを しらべていません。ボランティアのことばのレベルは じぶんでしらべてください。
●語学ボランティアは 依頼者の秘密を まもります。

YOKE語学ボランティア紹介依頼票

公益財団法人 横浜市国際交流協会 御中

次のとおり、語学ボランティアの紹介をお願いします。　　申し込み日　　年　　月　　日

依頼者	□個人　　□団体・組織
依頼者の名前（団体の名前と担当者の名前）	（ふりがな） 担当者の名前： （注）＊依頼者が申し込むとき⇒依頼者の名前（代理人のときは、代理人の名前も書く） ＊団体・組織が申し込むとき⇒団体・組織の名前と担当者の所属・名前
住所	〒（ゆうびんばんごう）
連絡先	電話:　　Fax: e-mail:

希望日と時間	年　月　日　　時　分～　時　分（　時間　分） ＊１回の通訳時間は、２時間くらいです。
通訳のことば	語
通訳をする場所	名前：
通訳をする場所の住所・電話・交通	住所： 電話： 交通：最寄り駅　　線　　駅から　徒歩・バス　分
通訳してもらいたいこと	（簡単に）
お礼について	円
語学ボランティア紹介制度のきまり	１語学ボランティアは、プロの通訳ではありません。通訳をして なにか問題が おきたときは、依頼者がじぶんで かいけつしてください。 ２この仕事は、おたがいの責任で おこないます。なにか問題がおきたときは、依頼者と語学ボランティアの責任になります。 ３連絡のために、あなたの名前と連絡先を 語学ボランティアへ つたえます。 **□同意する　　□同意しない（⇒通訳を頼むことができません）** **あなたの名前を書く：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（じぶんで書くこと）**

＜注意すること＞

＊たのむことができないもの

1横浜市通訳ボランティア派遣事業で通訳をうけられるもの　2政治・宗教・営利を目的としたもの　3ボランティアでは対応できない通訳（病院での通訳、裁判での通訳など）　4法律に反すること、まわりの人にめいわくになること　5その他この事業の目的にあわないもの

＊申し込み：通訳をたのみたい日の　１週間前まで

＊依頼書を書いて 横浜市国際交流協会へ申し込みます。申し込みの方法は３つあります。

（①横浜市国際交流協会へ持っていく　②郵送　③E-mail）

＊通訳ボランティアへのお礼は、依頼者がします。通訳する日に、ボランティアに わたしてください。

＊３か月以上通訳が続く場合は、もう一度YOKEへ申し込んでください。

（ＹＯＫＥが書くところ）通訳ボランティアの名前：